

大阪市社会福祉審議会条例

平成12年 4 月 1 日
条例第19号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第9条第1項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和62年大阪市条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第1条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

附 則（平成12年 9 月28日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第117号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 9 月28日条例第65号）

この条例は、平成30年12月 1 日から施行する。